

○ 労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年<sup>金融監督庁</sup>労働<sup>大蔵省</sup>省告示第五号）

改正案	現行
<p>労働金庫及び労働金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>厚生労働省<sup>庁</sup>告示第七号）<u>第十一条の算式</u>における自己資本の額とする。</p>	<p>労働金庫及び労働金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、<u>基本的項目の額</u>（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>厚生労働省<sup>庁</sup>告示第七号）<u>以下「自己資本比率告示」という。</u>）<u>第十三条に定める基本的項目の額をいう。</u>）及び<u>補完的項目の額</u>（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>